

「キャリアアップ助成金のご案内」パンフレットに関する留意事項

～平成26年9月12日に人材育成コースの助成内容・申請手続きなどが一部変更になりました～

留意点 1

対象となる訓練に、新たに「**中長期的キャリア形成訓練**」を追加しました。

有期契約労働者等の中長期的なキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）を雇用する有期契約労働者等に受講させる事業主に対する支援として、キャリアアップ助成金（人材育成コース）の支給対象訓練に「**中長期的キャリア形成訓練**」を創設しました。

職業に不可欠・重要な資格取得等につながる専門実践教育訓練を有期契約労働者等に受講させ、将来にわたり有期契約労働者等の安定的なキャリア形成を図るために、ぜひ、ご活用ください。

【助成メニュー】

支給対象となる訓練	対象	訓練内容
一般職業訓練	大企業・中小企業	Off-JT ^{※2} により行う訓練
有期実習型訓練	大企業・中小企業	「ジョブ・カード」を活用したOff-JTとOJT ^{※3} を組み合わせる行う訓練
<u>中長期的キャリア形成訓練</u>	<u>大企業・中小企業</u>	<u>厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）</u>

【助成額】（ ）内は大企業の助成額

支給対象となる訓練	Off-JT		OJT
	賃金助成 (1人1時間当たり)	経費助成（1人あたり） ※ 事業主が負担した実費が下記の額を下回る場合は実費を限度として助成	実施助成 (1人1時間当たり)
一般職業訓練	800円 (500円)	訓練時間数が ・ 100時間未満の場合 10万円（7万円） ・ 100時間以上200時間未満の場合 20万円（15万円） ・ 200時間以上の場合 30万円（20万円）	—
有期実習型訓練	800円 (500円)	訓練時間数が ・ 100時間未満の場合 10万円（7万円） ・ 100時間以上200時間未満の場合 20万円（15万円） ・ 200時間以上の場合 30万円（20万円）	700円 (700円)
<u>中長期的キャリア形成訓練</u>	<u>800円 (500円)</u>	<u>訓練時間数が</u> ・ <u>100時間未満の場合</u> <u>15万円（10万円）</u> ・ <u>100時間以上200時間未満の場合</u> <u>30万円（20万円）</u> ・ <u>200時間以上の場合</u> <u>50万円（30万円）</u>	—

【留意事項】

- 業務命令によって、従業員に対して中長期的キャリア形成訓練を受講させる場合、訓練経費を従業員に負担させた事業主は支給対象外となります。
- 従業員の申し出による自発的な中長期的キャリア形成訓練の受講を支援する場合、訓練実施期間中に負担した従業員の賃金及び経費が支給対象となります。

専門実践教育訓練とは？

下記の教育訓練のうち、指定基準を満たしたものとして厚生労働大臣が指定した講座が対象となります。

● 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程〔訓練期間は1年以上3年以内〕

業務独占資格

助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師、柔道整復師、美容師、理容師、測量士、電気工事士、建築士、海技士、水先人、航空機操縦士、航空整備士

名称独占資格

保健師、調理師、栄養士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、製菓衛生師

● 専門学校の職業実践専門課程〔訓練期間は2年〕

専修学校の専門課程のうち、企業などとの連携により、最新の実務知識などを身に付けられるよう教育課程を編成したものとして文部科学大臣が認定したもの

● 専門職大学院〔訓練期間は2年または3年以内〕

高度専門職業人の養成を目的とした課程

※ 指定した講座は以下のホームページに掲載しています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/

※ 手続などの詳細については、厚生労働省ホームページに掲載している「キャリアアップ助成金のご案内」パンフレット（PL260912派企01）をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000043425.pdf>

留意点 2

平成26年9月12日（以下「改正日」といいます。）以降に、事業主が労働局（またはハローワーク）に訓練計画届を提出した一般職業訓練の訓練内容などを変更する場合の取扱いが変更となりました。

パンフレット19ページに、一般職業訓練の訓練内容などを変更する場合は、次のⅠに該当する場合に、「キャリアアップ助成金（一般職業訓練）計画変更届」（以下「変更届」といいます。）の提出を不要とする記載していますが、改正日以降に、事業主が労働局（またはハローワーク）に訓練計画届を提出した一般職業訓練の訓練内容などを変更する場合は、次のⅡに該当する場合に、変更届の提出を不要とする取扱いとなりますので、ご注意ください。

Ⅰ 改正日の前日までに、事業主が労働局（またはハローワーク）に訓練計画届を提出した一般職業訓練の訓練内容などを変更する場合であって、変更届の提出を不要とする場合

- （1）企業規模を変更する場合
- （2）受講予定者数を減らす場合
- （3）支給予定額を減額する場合
- （4）総訓練時間数を変えずに、職業訓練の初日・最終日を変更する場合
- （5）総訓練時間数を変えずに、科目（訓練カリキュラムの教科名、または職名をいう）の実施時間を変更する場合

取扱いが変更となりました

Ⅱ 改正日以降、事業主が労働局（またはハローワーク）に訓練計画届を提出した一般職業訓練の訓練内容などを変更する場合であって、変更届の提出を不要とする場合

- （1）企業規模を変更する場合
- （2）受講予定者数を減らす場合
- （3）支給予定額を減額する場合

※ Ⅰ（4）または（5）に該当する場合に、変更届の提出が必要となります。